

大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定

大阪府

株式会社近畿大阪銀行

大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定

大阪府(以下「甲」という。)と株式会社近畿大阪銀行(以下「乙」という。)は、認知症徘徊行動等による行方不明高齢者等の早期発見・保護など、高齢者の見守り等の推進を通じた高齢者にやさしい地域づくりの実現を図るため、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大阪府における急速な高齢化の進展やひとり暮らし高齢者世帯及び認知症高齢者の増加等を見据え、乙は業務での顧客とのかかわりのなかで、認知症に対する正しい知識の普及・啓発、認知症徘徊行動等による行方不明高齢者等の早期発見・保護、高齢者の孤立死や消費者被害の防止など、地域における高齢者の見守り等の推進を図るため、甲及び乙が協力して取り組み、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを実現することを目的とする。

(甲の役割)

第2条 甲は、府内の市町村に対してこの協定の趣旨の周知を図るとともに、乙と市町村における取り組みが円滑に行われるよう、助言や情報提供等必要な支援に努めるものとする。

(乙の役割)

第3条 乙は、大阪府内の店舗に対してこの協定の趣旨の周知を図るとともに、店舗等における高齢者見守り等が円滑に行われるよう、次の各号(以下「高齢者見守り活動等」という。)に取り組むものとする。

(1) 認知症徘徊行動等による行方不明高齢者等の早期発見・保護

乙は、認知症徘徊行動等により高齢者等が行方不明になったときに、乙の店舗が所在する市町村からの通報を受けて当該高齢者等の早期発見・保護を図る「SOS見守りネットワーク」へ参画し、業務に支障のない範囲で協力するよう努めるものとする。

(2) 認知症に対する正しい知識の普及・啓発等

- ① 乙は、認知症を正しく理解し、従業員に対し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支える認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」の受講を推進する。
- ② 乙は、認知症に対する正しい理解の促進や高齢者を狙った悪質商法か

らの被害防止等を図るため、甲及び個別に府内市町村が提供するポスターの店頭等への掲示及びリーフレット・チラシの配布に努めるものとする。

(3) 高齢者の見守り・安否確認等

- ① 乙は、業務での顧客とのかかわりのなかで、地域における高齢者の見守り・安否確認活動に努めるものとする。
- ② 乙は、業務での顧客とのかかわりのなかで、振り込め詐欺や高齢者等の消費者被害の兆候を察知したときは、最寄りの警察署や消費生活センター等関係機関に適切につなぐなど、地域における見守り支援に努めるものとする。

(4) 地域活動支援等

乙は、介護予防や高齢者虐待防止など、甲及び府内市町村の高齢者施策や地域活動支援にできる範囲で協力するものとする。

(費用の負担)

第4条 前条の高齢者見守り活動等に要する費用は乙の負担とする。

(免責)

第5条 乙は、第3条の高齢者見守り活動等ができなかった場合又は遅れた場合に高齢者に生じた問題について、その責任を負わないものとする。

(個人情報の保護)

第6条 甲及び乙は、乙における高齢者見守り活動等を通じて知り得た情報を第三者に漏らし、又は目的以外に利用してはならない。この協定の有効期間終了後も同様とする。

(相互連携)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行うなど、相互の連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかから契約解除の申し出のないときは、この協定を当該有効期間満了の日から起算して1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年5月27日

甲 大阪府大阪市中央区大手前二丁目1番22号
大阪府
大阪府知事 松井一郎

乙 大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号
株式会社近畿大阪銀行
代表取締役社長 中前公志